

# 性別適合手術 保険適用3%

18年開始  
混合診療扱い

戸籍の性別を変更するための要件となっている性別適合手術について、公的医療保険の適用が始まった2018年以降、国内の大学病院などで実施された198件のうち、適用例は7件

で約3・5%にとどまる。ところが24日、GID(性別同一性障害)学会のまとめで分かった。

当事者の多くは生殖器摘出などの手術の前提として保険外のホルモン治療を受けるため、混合診療と扱われて保険適用外となること

性別適合手術の保険適用の状況  
※GID学会のまとめによる

	女性から男性	男性から女性	合計
保険適用	1件	6件	7件
自己負担	117件	74件	191件

が理由。手術費用が高額なため、保険適用によって性別変更の裾野が広がるを期待されたが、ほぼ機能していない実態が改めて浮き彫りになった。

学会によると、保険適用されたのは女性から男性の手術が118件中1件、男性から女性の手術が80件中6件。高齢のためにホルモン治療をすることなく手術をするなど例外的なケースだった。

その一方で、性別適合手術とは異なる女性の胸の切除手術については、ホルモン治療を前提にしないため、適用例が増加。自己負担が119件に対し、保険適用は418件あった。

性別適合手術の費用は、国内の大病院だと200万円以上かかることもあり、半額ほどで済むタイなどで手術を受ける人が多い。海外へのアテンド会社

の関係者は「保険適用が始まると決まったときは予約が次々にキャンセルされ、自分たちのビジネスはもう終わったと思っていたが、結果的に今もアテンド数は増えている」と実態を語る。

当事者や専門家は、ホルモン治療自体が保険診療になれば問題は解決すると訴えているが、道筋は見えていない。

厚生労働省医療課の担当者は「適用件数について詳細を把握していない。ホルモン治療については必要性を確認して検討していく」と話した。